

令和6年度第4回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年7月5日（金）13時30分～14時20分
 2. 開催場所 市役所5階 会議室
 3. 議案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 3件
議案第4号 農用地利用集積計画について
 4. 報告
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 1件
報告第2号 軽微な農地改良の届出について 1件
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について 3件
報告第4号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会について 8件
報告第5号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について 4件
 5. 出席委員 13名
会長8番吉井亨、2番細谷修、3番中田好一、4番農宮弘子、
5番平山光子、7番池田繁雄、9番石井政樹、10番市原勉、
11番斎藤ひろ子、12番子安明宏、13番秋山美德、14番片岡孝、
15番戸田敏一
 6. 欠席委員 1番野口哲由、6番篠崎輝武
 7. 事務局 池田事務局長、小川主査
 8. 議事録
- 議長 委員定数15名中、13名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和6年度第4回農業委員会定例総会を開会いたします。それでは議事に入ります。
- 初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、12番子安委員と13番秋山委員を指名します。両委員、宜しくお願ひいたします。
- また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。
- なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力を願ひいたします。
- また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言は

ご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いします。本日の議案は、4議案です。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、農地法第5条の規定によるについては、3件、議案第4号、農用地利用集積計画についてです。

なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和6年6月28日、午前9時より、3班の細谷委員、石井委員、斎藤委員、秋山委員、片岡委員にご出席いただき、実施いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、秋山委員より意見発表をお願いします。

13番 番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による使用貸借権設定の申請です。申請地は小野字岡台の2筆、357平方メートルと小野字猪ノ倉の1筆、720平方メートル、合計1,077平方メートルの畠です。申請理由は、譲渡人は人手不足により農地を管理できないため、譲受人は新規就農のためです。営農計画はネギの作付けを予定しています。6月28日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。

申請番号1は、使用貸借権設定の申請です。場所は、圏央道東金インターチェンジの南西、約500メートル及び約800メートルに位置しています。譲渡人は人手不足により、農地を管理できないため、譲受人は新規就農のため、使用貸借権設定することとなったものです。譲受人は令和6年5月に設立した農地所有適格法人であり、今後、日本政策金融公庫の青年等就農資金融資や、国の経営発展支援事業等の補助金を活用する予定です。作付作目は、ネギです。3条許可基準への適合ですが、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ござりますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認についての審議ですが、本議案につきましては、次の議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の申請番号3と関連しておりますので、後ほど併せて審議をお願いします。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。

申請番号1につきまして、細谷委員より意見発表をお願いします。

2番 はい。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、上武射田字東聖和の畠、320平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。建築面積は、86.95平方メートルです。造成計画は、工事にて発生する余剰土を使用し整地します。汚水は合併浄化槽で処理後、U字溝に放流、雨水は雨水樹を通じてU字溝に放流します。申に必要な書類も全て整っております、問題ないものと判断いたします。以上です。

議長 次に、申請番号2につきまして、石井委員より意見発表をお願いします。

9番 番号2について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間一丁目、畠、717平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地分譲4区画用地です。本件は、区画整理された土地であるため、埋立て等の工事は完了済です。前面道路より公営水道及び公共下水道の引込工事を行います。雨水排水は浸透式とします。6月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請に必要な書類も全て整っております、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号3につきましては、議案第2号の申請番号1と関連しておりますので、一括して片岡委員より意見発表をお願いします。

14番 はい。まず、議案第2号の申請番号1についてご説明いたします。本件は、農地法第4条による転用の申請です。申請地は、北幸谷字南之前、畠、1筆、1,331平方メートルの内、49.35平方メートルの農地です。転用の目的は、宅地拡張です。転用に伴う埋立て等の造成工事はありません。畠の残地部分は植木畠のた

め、営農には支障はないものと思われます。また、排水については、雨水は自然処理し、汚水は農業集落排水施設へ放流します。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。

続いて、議案第3号の申請番号3についてご説明いたします。本件は、農地法第5条による使用貸借権の設定を伴う転用の申請です。申請地は、北幸谷字南之前、畠、1筆、1, 331平方メートルの内、280. 41平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟です。転用に伴う埋立て等の造成工事はありません。畠の残地部分は植木畠のため、営農には支障はないものと思われます。また、排水については、雨水は自然処理し、汚水は農業集落排水施設へ放流します。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、千葉県警察学校の北東、約600メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟用地です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資及び自己資金により賄う計画となっており、融資証明書、残高証明書、土地代金手付金の領収書が添付されています。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、東金労働基準監督署の東、約150メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟用地宅地分譲4区画用地です。立地基準につきましては、申請地は、都市計画法に基づく用途地域内にある農地であることから、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、金融機関からの融資及び自己資金により賄う計画となっており、融資証明書、残高証明書、土地代金手付金の領収書が添付されています。説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議案第3号の申請番号3及び議案第2号の申請番号1は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。

議案第3号の申請番号3は、親子間による使用貸借権設定を伴う5条の転用の申請です。場所は、北幸谷公民館の南東、約100メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画となっており、融資証明書が添付されています。

議案第2号の申請番号1は、宅地拡張を目的とする4条の転用の申請です。場所は、5条転用する筆と同じ筆の一部分で、別紙カラー刷りの現況測量図の青色の⑤部分です。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となり得る農地です。

なお、本件の4条転用申請の経緯についてご説明申し上げます。5条転用申請の譲渡人は、平成元年4月に隣接地にて専用住宅用地の4条転用許可を受けました。その後、平成6年に住宅を建築する際、今回の5条転用申請の筆の一部に、農地転用許可を受けないでコンクリート舗装とブロック塀を設置し住宅用地を拡張して使用していることが判明しました。そこで、千葉県山武農業事務所に対応策を確認した結果、5条転用の許可条件として、(1)コンクリート舗装部分と西側隣地境界ブロック塀(図のA部分)を撤去し、現況を農地に戻すことと、(2)既存住宅用地拡張部分(図の青色の⑤部分)について、4条許可を受けるように、(3)違反転用に対して始末書を提出するようにとの指示がございました。なお、始末書は既に提出されております。

説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、また、議案第2号の申請番号1について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、4番農宮委員は退室をお願いいたします。

一時休憩します。

(農宮委員退室)

議長 再開します。

農政課より説明願います。

農政課 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。別冊の「令和6年

「第7次農用地利用集積計画（案）」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条第1項の規定による経過措置により、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和6年第7次農用地利用集積計画」についてお諮りします。内容ですが、利用権の設定、4件で、期間は、5年、1件、10年、3件となっています。面積合計は24,401平方メートルであります。1ページは、中間管理機構を介した5年の利用権設定の管理台帳です。2ページと3ページは提出のありました各筆明細書になります。5-1番は、福岡の新規就農者への新規の貸付となります。ハーブ類を中心とした香味野菜などを栽培するものであります。続いて4ページですが、基盤法による10年の利用権設定の管理台帳、5ページが提出のありました各筆明細書です。10-1番は、大和の認定農業者への貸し付けとなります。続いて6ページですが、中間管理機構を介した10年の利用権設定の管理台帳です。7ページから9ページまでは、提出のありました各筆明細書になります。なお、10-2番及び10-3番は、福岡の認定農業者への貸付となります。10ページと11ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営状況を記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております、農作業従事日数、機械の保有状況等について問題ないと思われます。

利用集積計画による案件は以上となります。宜しくお願ひいたします。

議長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ござりますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第4号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 ありがとうございます。出席委員の賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

（農宮委員入室）

議長 再開します。

次に、報告第1号から第5号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の8ページから9ページをお願いいたします。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。5月26日から6月25日までに受付した案件は1件です。いずれも相続により所有権を取得したもので、斡旋等の希望はありません。

議案書の10ページをお願いいたします。

報告第2号「軽微な農地改良の届出について」です。田から畠への転換に伴い提出されたものです。

議案書の11ページから12ページをお願いいたします。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。5月26日から6月25日までに受付した案件は3件です。いずれも双方合意による賃貸借の解約です。

議案書の13ページから14ページをお願いします。

報告第4号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。8件の照会があり、現地調査を6月10日及び24日に実施いたしました。調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、すべて「非農地」で回答したものでございます。

議案書の15ページをお願いいたします。

報告第5号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。令和6年6月11日付けで東金市長より、農地4筆について照会がありました。現地調査し、すべて「非農地」または「一部非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和6年7月5日